

ヤオハン商品券の 払戻し手続きについて

マックスバリュ東海株式会社が過去に発行しましたヤオハン商品券(下記①に記載)は、**2026年9月30日**をもってご利用を終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記の方法により払戻し(銀行振込)をさせていただきますので、ヤオハン商品券をお持ちのお客さまは、払戻しの申出期間内にお申出いただきたく存じます。払戻しの申出期間内にお申出されない場合は、払戻し手続きから除斥されますので、お早めにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、イオン株式会社またはイオンリテール株式会社が発行する「イオン商品券」は、払戻しの対象外となり、引き続きご使用いただけます。

今後とも変らぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2026年10月1日
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 作道 政昭

1 払戻し対象となるヤオハン商品券の名称及び券面額

主な
払戻し対象
商品券



- ヤオハンジャパン商品券・・・1,000円券及び500円券
- 八百半デパート商品券・・・1,000円券及び500円券

2 払戻しの申出期間

2026年**10月1日(木)**から2027年**2月26日(金)**までの間

3 払戻しの申出方法及び払戻し方法

上記の払戻しの申出期間内に、お申し出される方のお名前、ご住所、ご連絡先(電話番号)および商品券の券面金額ごとの枚数・金額を、下記お問合せ先までお電話にてご連絡ください。

ご連絡いただきましたら、当社より返信用封筒および「ヤオハン商品券払戻し申出書」を郵送いたしますので、必要事項(お名前、ご住所、電話番号、券面金額ごとの枚数・金額、お振込指定口座情報)をご記入のうえ、返信用封筒に払戻し申出書と未使用の商品券を同封し、書留郵便にてご返送ください。

当社にて内容を確認後、ご指定の口座へ商品券額面の合計金額をお振込みいたします。
なお、「ヤオハン商品券払戻し申出書」の返送期限は、2027年2月26日(金)消印有効です。
(返信用の切手代および振込手数料は当社が負担いたします。)

※店舗では受付および払戻しはできませんので、あらかじめご了承ください。

※破損または汚損により券番号が判読できないもの、商品券名または金額が判別できないもの、本券または半券のみのもの、または滅失した商品券については、払戻しの対象となりません。

※払戻し申出書の記載内容に不備がある場合は、払戻し手続きの遅延や払戻しができない場合があります。

※お預かりした個人情報、ヤオハン商品券の払戻しに付随する業務以外には使用いたしません。

4 お問合せ先

マックスバリュ東海株式会社 お客様相談室

住 所／静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1295 番地 1

電話番号／053-581-9100 (受付時間：平日午前9:00～午後5:00)